

介護福祉士実務者養成施設（実務者研修）に係る手続きについて

1 手続きが必要な事項及び提出書類

事 項		提出書類					
		計画書	申請書	変更届出書	業務報告書		
養成施設の新規設置		○	○				
変更	学則	修業年限	○	○			
		養成課程	○	○			
		入所定員	増	○	○		
			減		○		
		学級数	○	○			
		その他			○		
	校舎の各室の用途、面積等		○				
	設置者の名称、主たる事務所の所在地			○			
	養成施設の名称、位置			○			
	教員（専任教員、介護過程Ⅲ、医療的ケア）			○			
	通信養成を行う地域 ^{※1}		○				
	添削その他の指導方法 ^{※1}		○				
	面接授業で使用する講義室・演習室 ^{※1}			○			
課程修了の認定方法 ^{※1}			○				
業務報告					○		
指定の取消			○				

※1：通信課程を設けている場合のみ

2 1の書類の提出期限

事 項	提出書類	提出期限
新規指定	設置計画書	授業を開始しようとする日の9か月前 ^{※2}
	指定申請書	〃 3か月前
変更	変更計画書	変更しようとする日の9か月前 ^{※2}
	変更承認申請書	〃 3か月前
	変更届出書	変更した日から1か月以内
業務報告	業務報告書	毎年度5月末
指定取消	指定取消申請書	終開講期間の終了日（閉講日）の6か月前

※2：当該施設が介護福祉士養成施設の指定を受けている場合は8ヶ月前